

市町村・一部事務組合  
容器包装リサイクル法 ご担当者殿

財団法人日本容器包装リサイクル協会  
専務理事 新 宮 昭

### 平成 19 年度の再商品化業務に関する各種手続きのご連絡について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協会の業務につきましては、種々ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、容器包装リサイクル法に基づく特定事業者の再商品化義務量は、毎年国が公表する量・比率等に基づき算出されますが、国ではこの量・比率等を定めるため、「容器包装利用・製造等実態調査」を実施しております。

しかしながら、今回から上記調査結果を審議会で審議した後に、改正行政手続法に基づきパブリックコメント（期間 1 ヶ月程度）を実施するため、量・比率等の決定時期が例年に比べ大幅に遅れる見込です。

そのため、平成 19 年度の再商品化の実施に向けた各種手続きも遅れざるをえない状況であり、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後のスケジュール（現時点での予定）は以下のとおりですので、今後の各種手続きにつき、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 今後のスケジュールについて

	今回実施時期（予定）	昨年実施時期
市町村説明会の開催案内	平成 18 年 10 月下旬～11 月初旬	平成 17 年 9 月 28 日
市町村説明会の実施 （開催時間は 13:30～15:30）	平成 18 年 11 月 29 日（関東） 平成 18 年 11 月 30 日（北海道） 平成 18 年 12 月 1 日（東北） 平成 18 年 12 月 4 日（関西） 平成 18 年 12 月 5 日（九州）	平成 17 年 10 月 27 日 ～11 月 2 日
19 年度「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の申込みの発送・締切	（発送） 平成 18 年 11 月下旬 （締切） 平成 18 年 12 月中旬	（発送） 平成 17 年 10 月 21 日 （締切） 平成 17 年 11 月 18 日
19 年度再商品化事業者の決定通知（郵送）	平成 19 年 3 月初旬～中旬	平成 18 年 3 月 3 日
19 年度「業務実施覚え書き」「業務実施契約書」の発送	平成 19 年 3 月末	平成 18 年 3 月 29 日

本件問合せ先

財団法人日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター / TEL : 03 - 5610 - 6261